

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案新旧対照表

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	1
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	2

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）            一～二十の二十五（略）            二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第 号）            二十一～三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）            一～二十の二十五（略）            （新設）            二十一～三十三（略）</p>

改正案		現行	
<p>平成三十八年三月三十一日</p>	<p>（略）</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針</p>	<p>（略）</p> <p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く）。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p> <p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く）。</p>

附則  
（所掌事務の特例）  
第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。  
一～三 （略）  
2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則  
（所掌事務の特例）  
第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。  
一～三 （略）  
2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

3  
4

(略)

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

3  
4

(略)